

「健康文庫」貸出要領

島根県立図書館

1. 趣旨

この要領は、新たに医療・健康情報サービスに取り組む図書館等を支援するため、館外用図書の中から医学関連図書のセット（以下「健康文庫」という。）を作成し、貸出を行う。

2. 貸出対象施設

対象とする施設は、市町村立図書館（本館・分館・地域館）、図書館未設置町村の中心読書施設、その他館長が適当と認めた施設（以下「市町村立図書館等」という。）とする。

3. 健康文庫

健康文庫は、一般向けに各種病気の治療や予防法などがイラストや写真を使ってわかりやすく説明されている医学関連図書からなる。（別紙一覧参照）

4. 利用方法

借受けた市町村立図書館等は、展示やコーナーの設置等により利用者へ貸出を行い、図書館等で医療・健康情報が入手できることをアピールするよう努めるものとする。

5. 貸出期間

貸出期間は、貸出期日から3ヶ月以内とする。

6. 申込方法

貸出を希望する市町村立図書館等は、「健康文庫借受申込書」により県立図書館長まで申し込むものとする。（FAX送信可）

7. 貸出方法

貸出を希望する市町村立図書館等は、県立図書館地域支援室又は西部読書普及センターに直接来館し、貸出または返却するものとする。ただし、直接来館が困難な場合には、図書館資料搬送事業を利用した貸出または返却も認めるものとする。

8. その他

市町村立図書館等は、展示やコーナーの設置に併せて、冊子やリーフレット・パンフレットの収集配布及びインターネット情報源の紹介、関連機関と連携したイベントの開催等により医療・健康情報の提供に努めるものとする。

附則

この要領は平成28年2月2日から施行する。

この要領は平成30年2月6日から改正施行する。